

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第2項及び第4項の規定により行った定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年2月15日

青森県後期高齢者医療広域連合

監査委員 柿崎 俊雄

監査委員 平山 誠敏



1 監査の期日

平成22年1月19日

2 監査の対象

平成20年12月1日から平成21年11月30日までににおける青森県後期高齢者医療広域連合の行政事務及び財務事務に関する執行状況

3 監査の方法

事務・事業等が効率的・効果的に執行されているか、財務に関する事務が適正に執行されているか、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに所管の長及び関係職員の説明を聴き監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 行政事務・事業の執行状況について

確認した事項は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 財務事務執行状況について

確認した事項は、おおむね適正に処理されていた。しかしながら、次の事項については、国及び後期高齢者医療標準システム開発者である国保中央会との調整も必要となるが、適切な措置を講じられたい。

(指摘事項)

高額療養費の過払いに係る支給調整が行われていないものがあった。